

記 入 例

生活道路協働除雪契約書	(P1~4)
（別表）生活道路協働除雪路線	(P5)
認定外道路除雪事業契約書	(P6~7)
認定外道路除雪事業補助金交付申請書	(P8~9)
認定外道路除雪事業委任状	(P10)

切 切

3部を作成し、各自一部を保管する。
2つ契印がある方を市へ提出して下さい。

生活道路協働除雪委託契約書

十日町市長 関 口 芳 史 を甲とし、

業者

を乙とし、

町内

を丙として下記の条項によって契約を締結する。

記

1 委託路線及び区間

別表、図面のとおり

2 除排雪期間

令和 年 1 1 月 1 日 から

令和 年 5 月 3 1 日 まで

(総則)

第1条 甲は市道の堆雪による障害を除去または緩和し、円滑な通行と安全を確保することを目的として、丙と協力し市道の除排雪作業（以下「除雪作業」という。）を乙に委託する。

2 乙は、契約書及び契約書に添付した仕様書に基づき除雪作業を行う。

3 丙は、甲乙と協力し効率的な雪処理を行うために、予め土地の所有者等から了承を得て、雪出場の確保・管理を行う。

(除雪作業の形態)

第2条 除雪作業は次表に掲げる作業形態とする。

作 業 形 態		内 容
車道・歩道	委 託	乙の除雪機械及び作業員で除雪作業を実施 ex. 新雪除雪、圧雪剥ぎ、拡幅除雪、凍結防止剤散布
	貸与委託	甲の除雪機械を乙に貸与の上、乙の作業員で除雪作業を実施 ex. 貸与除雪機械を使用するすべての作業
	借上委託	乙の除雪機械及び作業員で、甲の指示により除雪作業を実施 ex. ダンプ排雪、雪庇落とし、雪崩処理、雪戻し、消雪パイプ路線拡幅除雪

(委託料)

第3条 委託料は、除雪機械ごとの単価に除雪作業に要した当該除雪機械の実稼働時間（甲の確認した作業日報の延べ時間）、スノーポールを設置・撤去の本数、人力除排雪の作業時間等を乗じて得た額（以下「作業費」という。）に消費税相当額を加えた額とする。なお、契約時にない機械を使用する際は甲乙丙協議のうえ決定する。

2 1ヶ月の実稼働延べ時間の端数が15分以上のときは15分単位とし、15分未満のときは切り捨てるものとする。

3 甲が貸与する除雪機械について、乙が使用する期間中、乙の負担により次に掲げる以上の損害保険に加入するものとする。ただし、甲の所有する機械であることから、甲はその保険料の全部又は一部を基準により乙へ支払う。

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 対人補償 | 無制限/名 |
| (2) 自損事故 | 1,500万円/名 |
| (3) 無保険車障害 | 20,000万円/名 |
| (4) 対物補償 | 免責なし、500万円/事故 |
| (5) 搭乗者傷害 | 500万円/名 |

4 甲は、除雪基本料について3年平均実績が100万円以上の業者を対象とし、乙に支払うものとする。ただし、他業者から路線を引き継いだ場合には、当該路線の実績額を新たに受託した業者の実績として取り扱う。

5 除雪基本料は委託作業にかかる費用のみを対象とする。ただし、スノーポールを設置・撤去等は除く。

6 除雪基本料を超過した委託料は、その作業費に9割を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とする。

(除雪機械の無償貸与)

第4条 甲は、甲の所有する除雪機械を乙が除雪作業に使用することが適当と認められる場合は、これを契約期間中乙に無償貸与することができる。

2 除雪機械の貸与を受けるとき、乙は次の各号に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 機械の引渡しおよび返納に要する経費
- (2) 貸与機械の維持管理に要する経費および修理に要する経費

消耗品費（オイル、オイルエレメント等）および除雪作業時に破損した箇所の修理にかかる費用。但し、カッティンゲッジ、タイヤチェーンは支給する。また、除雪機械の劣化に起因する修理費用については別途協議とする。

3 貸与機械の引渡し場所、時期および返納場所、時期は甲乙協議するものとする。

4 貸与機械の引渡しは、甲乙立会のうえ、その機能現況を確認し引渡しを行うものとする。この際、甲は機能現況確認書を作成し、乙に引き渡すものとする。

5 乙は貸与機械の引渡しを受けたときは、機械借用証書を甲に提出しなければならない。

6 乙は、貸与機械の清掃、点検等の整備を行い、その機能を保持するため最善の措置を講じなければならない。また、乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与機械を転貸し、又は担保に供すること。
- (2) 貸与機械の貸付けを受けた目的である市道除雪および市長が特に認めた場合以外に使用すること。
- (3) 市長の許可を受けずに機械の修理、改良をすること。

7 貸与機械が滅失、紛失又は毀損したときは、直ちに報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、甲の指示するところにより、乙の負担において補填、修理し、又はその損害額を金銭で弁償しなければならない。また貸与期間中、偶発的に発生する故障について乙が負担して修理を行った場合、借受機械修理状況報告書を甲に提出しなければならない。

8 天災その他不可抗力による損害は甲乙協議するものとする。

9 乙は、契約期間満了、契約の解除その他の事由によって貸与機械を返納するとき、第4項の機能現況確認書によって甲乙立会のうえ、その機能現況を確認し引渡しを行うものとする。なお、不合格の場合は、甲の指定する日までに乙の負担において復元修理し、再検査を受けなければならない。

(除雪機械の借上)

第5条 甲が借上委託で除雪作業を実施する場合は、乙の除排雪機械（オペレーター及び助手1名を含む）を借上の上、

乙に除雪作業を委託するものとする。

2 前項の除排雪機械は道路運送車輛法第 58 条の規定に基づく検査に合格していなければならない。

(委託料の支払時期及び方法)

第 6 条 乙は、第 3 条第 1 項による委託料について 1 ヶ月分をとりまとめて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書（認印を押印した作業日報の添付）を受理した日から起算して 30 日以内に支払わなければならない。

3 甲は、第 3 条第 3 項に規定する保険料について、その基準により乙への支払いが生じた場合は、委託期間終了時に支払うものとする。

4 甲は、第 3 条第 4 項に規定する除雪基本料について、乙からの請求に基づき、前払いにより支払うものとする。

(作業の確認)

第 7 条 乙は、契約締結後、除雪作業を実施した日ごとに作業日報を作成し、作業後速やかに甲に提出するものとし、甲はその内容を審査し、その都度履行を確認する。

2 甲は、必要の都度現地検査を行う。

3 乙は、現地検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは遅滞なく当該補正を行い、甲の検査を受けなければならない。

4 前項による稼働時間は支払の対象としない。

(権利義務の譲渡等)

第 8 条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。但し、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(監督員)

第 9 条 甲は、この除雪作業について監督又は指示する職員（以下「監督員」という。）を指定し、乙丙に通知する。

(現場代理人及び主任技術者)

第 10 条 乙は、現場代理人及び除雪作業現場における技術上の管理と安全管理をつかさどる主任技術者を定め、甲丙に通知しなければならない。

2 前項の現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。

3 乙は、作業日誌を作成し、監督員が求めたときは、これを提出しなければならない。

(委託の内容の変更)

第 11 条 甲は、必要がある場合には、除雪作業を変更し、除雪作業を一時中止し、又は除雪作業を打ち切ることができる。

2 前項により除雪作業の内容を変更する場合は、変更契約を締結するものとする。但し、除雪期間のみを変更するときは、甲は書面により乙丙に通知するものとする。

3 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、これを補償しなければならない。この場合の賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(第三者損害)

第 12 条 この除雪作業の実施により第三者に損害を及ぼした場合の補償については一切乙において負担するものとし、乙の管理に係る人身及び機械の損害についても同様とする。

2 乙は、前項により第三者に損害を及ぼしたときは、すみやかに甲丙に報告しなければならない。

(甲の解除権)

第 13 条 甲は、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合契約を解除することができる。

2 甲は、前項により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、乙にその損害を請求することができる。この賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

第 14 条 甲は、丙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合契約を解除す

ることができる。

- 2 甲は、前項により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、丙にその損害を請求することができる。この賠償額は、甲丙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲が契約に違反し、除雪作業をすることが不可能となった場合契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、甲にその損害を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

第16条 乙は、丙が契約に違反し、除雪作業をすることが不可能となった場合契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、丙にその損害を請求することができる。この場合の損害額は、乙丙協議して定めるものとする。

(丙の解除権)

第17条 丙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合契約を解除することができる。

- 2 丙は前項により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、甲にその損害を請求することができる。この場合の賠償額は、甲丙協議して定めるものとする。

第18条 丙は、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合契約を解除することができる。

- 2 丙は、前項により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、乙にその損害を請求することができる。この場合の損害額は、乙丙協議して定めるものとする。

(契約条項外の事項等)

第19条 この契約条項に定めのない事項及びこの契約条項の解釈に関し疑義を生じたときは、甲乙丙協議して定める。

但し、軽微なものについては、甲又は第9条に規定する監督員の指示によるものとする。

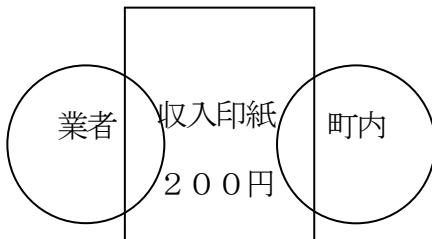
- 2 この契約条項による通知、請求、承諾、協議等は、軽易なもの又は緊急を要するものを除き、甲の指定する様式によって書面で取り交わすものとする。

上記契約の証として本証書3通を作成し、記名押印してそれぞれ1通を保有する。

令和 年11月 1日

甲 十日町市長 関 口 芳 史

市長



乙 住所 十日町市〇〇番地

氏名 〇〇建設(株) 代表 建設太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

業者

丙 住所 十日町市××町××番地

氏名 ××町 代表 町内花子

電話番号 ×××-××××

町内

消印した契約書を市へ提出して下さい。

(別表) R〇〇年度 生活道路協働除雪路線

※昨年度の生活道路協働除雪の契約をもとに作成。

消雪パイプ路線は、故障や井戸が枯れたなど、使用できなくなった場合のための契約である。

契約業者が除雪作業
を行う路線に○を記入

町内 No.	町内名	路線 No.	路線名	延長 (m)	消パイ延長 (m)	備考	対象路線に○
1	××町	11111	××町1号線	100.0	0.0		○
1	××町	11112	××町2号線	30.0	30.0	消パイ有り	
1	××町	11113	××町3号線	50.0	0.0		○

計			3 路線	180.0	30.0		
---	--	--	------	-------	------	--	--

3

図面も確認し、作成をお願いします。

❑雪出し場を蛍光ペンなどでマークしてください。

※○丸で囲まず、雪出し可能な敷地をすべて囲んでください。

❑路線については変更が無ければそのまま良いですが、変更がある場合はその旨を記入してください。

❑わからなければ業者に確認するなど、共通の認識をしていただくため、町内と業者と一緒に作成をお願いします。

コピーを1枚取り、認定外道路除雪事業補助金交付申請書と一緒に市へ提出する。

(町内一業者)

認定外道路除雪事業契約書

十日町市 ○○町
ホヘト重機

地区(町内)代表者 建設 花子 を甲とし
を乙として下記条項の契約を締結する。

路線名	幅員(m)	延長(m)
私 道	3.5	60
実際に除雪を行う延長(m)を記入		

作業期間 令和 年 1 月 1 日～令和 年 5 月 3 1 日

第1条 除雪機械は、自動車の登録の検認等道路運送車両法に基づく検査に合格したものであること。また、それ以外の機種については任意保険に加入したものであること。

→ 車検証の写しが必要。(道路以外の雪出し場のみの使用に限り不要) それ以外の機種については保険証の写しを提出。

第2条 委託料は次に掲げる除雪機械ごとの単価に除雪作業に要した当該除雪機械の実稼働時間(1分単位)を乗じ得た額、運搬(回送)に要する額及びその額に10%を乗じた消費税相当額とする。

1分単位で請求可能。ただし、町内と業者で話し合い15分単位にすることも可能。

除雪機械名	規格 (t, m ³)	登録番号	助手	単価(どちらかに○)
			有・無	市単価に準ずる 独自単価(円/時間)
			有・無	市単価に準ずる 独自単価(円/時間)
			有・無	市単価に準ずる 独自単価(円/時間)
			有・無	市単価に準ずる 独自単価(円/時間)

↑
助手の有無に○

↑
どちらかの単価に○

第3条 乙は除雪費等について、除雪作業を実施した日ごとに作業内容を明記し、甲に請求するものとする。

2 甲はその内容を審査確認の上、請求書を受領したときは速やかに支払わなければならない。

3 甲は除雪費等について、十日町市が支払う補助金を乙に代理受領の委任をすることができる。

第4条 この除雪作業により物損事故及び人身事故が生じた場合甲、乙いずれかの責任において処理するものとする。

第5条 乙は甲と協議し、危険防止上必要に応じ防護さく、バリケード、標識等の措置を行い安全管理に努めるものとする。

2 乙は作業区間の道路及び道路付属物について危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めなければならない。

第6条 この契約条項に定めのない事項及びこの契約条項の解釈に疑義が生じたときは甲乙協議して定める。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、記名押印してそれぞれ1通を保有する。

令和 年11月1日

役職があれば記入 住所 十日町市 ○○町 除雪組合長 氏名 建設 花子 電話番号 757-●●●● (会 自 携帯)	建設 印	
収入印紙 200円 建設 収入印紙を貼り、消印をする。	住所 十日町市 ○○町 氏名 ホヘト重機 電話番号 752-□□□□	ホヘト重機 印

認定外道路除雪事業補助金交付申請書

令和 年 1 月 1 日

十日町市長 様

地区名(町内名) ○○町

住 所 十日町市▲▲町△△番地

代 表 者 建設 花子

電話番号 7 5 7 — ●●●●

認定外道路除雪事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり除雪事業を実施したく申請いたします。

記

路 線 名	幅員 (m)	延長 (m)	住宅数 (戸)	業 者 名	作業方法
私 道	3.5	60	7	ホヘト重機	除雪 融消雪施設
					除雪 融消雪施設
					除雪 融消雪施設
					除雪 融消雪施設
					除雪 融消雪施設

1. 位置表示 別紙添付位置図のとおり。
2. 本除雪に関しては、別添契約書のとおりとする。
3. 除雪機械は、登録番号のあるものを使用する。
4. 作業期間は令和 年 11 月 1 日から令和 年 5 月 31 日とする。融消雪施設については、令和 年 11 月 1 日から令和 年 3 月 31 日の電気料金を対象とする

図面を貼る

記入例

※代理人の欄も含め、全てを必ず委任者の方が作成してください。

委任状

十日町市長様

代理人 住所：十日町市千歳町3丁目3番地

氏名：十日町除雪組合 会計 除雪 花子

電話番号：757-0000

委任を受ける方
(会計担当や除雪業者)

私は、上記の者を代理人と定め、令和○年○月○日から令和●年●月●日までの

認定外道路除雪事業補助金

個人に起因する雪処理助成事業補助金

該当する補助金に○をつける

の請求、受領に関する一切の権限を委任します。

令和○年○月○日 委任

委任者 住所：十日町市千歳町3丁目○番地

町内名等：千歳町

氏名：除雪 太郎

電話番号：757-XXXX

委任をする方
(町内代表等)

＜委任状が必要な場合＞

○補助金申請者（請求者）と、補助金振込先口座名義人が違う場合

○申請者と口座名義人は同一人物だが、口座名義に組織名等が含まれる場合